

「名作映画DVD」事件

判決年月日 平成24年1月17日

事件名 平成22年(受)第1884号 著作権侵害差止等請求事件

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120117140705.pdf>

担当部 最高裁判所第三小法廷

【コメント】

- ・ 本件は、現行著作権法（以下、単に「著作権法」という。）の施行日前に公開された3本の映画（以下「本件各映画」という。）の著作権侵害を理由として、映画製作会社である原告（上诉人）が、本件各映画のDVDを輸入・頒布等する被告（被上诉人）に対し、差止め及び損害賠償を求めた訴訟の上告審です。

上告審では、被告（被上诉人）が、本件各映画の著作権の存続期間については、旧著作権法（以下「旧法」という。）6条が適用され、同条の存続期間が満了したと考えて、本件各映画のDVDを輸入・頒布等したことに過失があるか否かという点について判断がなされました。

- ・ 著作権法の施行日前に公開された映画の著作物については、昭和45年改正附則7条により、旧法による存続期間の方が著作権法による存続期間よりも長い場合には、旧法の存続期間によることとされているため、旧法による当該映画の著作物の著作権の存続期間が問題になります。

この点、旧法においては、当該映画の著作者が自然人であり、当該自然人の著作名義で公表された場合には、旧法3条、同52条1項により、当該映画の著作権は、著作者の死後38年間存続することとなります。

他方、当該映画の著作物が職務著作となり、法人の著作名義で興行された場合には、著作権の存続期間は、旧法6条、同52条2項により、公開から33年間です。

- ・ 旧法には、職務著作の成立について直接に規定した明文はなく、そもそも旧法の下で職務著作が成立するのか、成立するとして、その要件はいかなるものかについては、定説がなく、現在でも争いがあります。
- ・ 原審（知財高裁平成22年6月17日判決・裁判所ウェブサイト）は、本件事案の下で、本件各映画の著作者は、それぞれの映画監督であると判断し、さらに、職務著作の成立を否定し、本件各映画の著作権については、旧法6条ではなく3条が適用され、従って、本件各映画の著作権は消滅していないと判断しました。しかし、他方で、上記のとおり、旧法の下では、映画の著作物の著作者が誰になるのか、及び職務著作の成立ないしその要件については争いがあり、定説もなかったため、被告（被上诉人）が、本件各映画につき、旧法6条が適用され、本件各映画の存続期間が満了していると考えたことに過失はないと判断しました。

その理由として、「旧著作権法下における映画著作権の存続期間の満了の問題については、シェーン事件における地裁、高裁、最高裁の判決が報道された当時、法律家の間でさえ全くといってよいほど正確に認識されておらず、この点は、チャップリン事件の地裁、高裁、最高裁の判決が出た今日でも、同事件に登場してくるチャップリンが原作、脚本、制作、監督、演出、主演等をほぼすべて単独で行っているというスーパースターであるため、十分な問題認識が提起されたとはいえない。この問題が本格的に取り上げられるようになったのは、映画の著作権を有する会社が、我が国で最も著名な映画監督の1人といえる黒澤明の作品について、本件の原告等が本件の被告に対し本件と同種の訴訟を提起したことに事実上始まっているにすぎない。そして、チャップリン事件では、最高裁は先例性のある判断を示しているが、黒澤監督の作品では、黒澤監督以外に著作

者がいることが想定されており、明らかにチャップリン事件よりも判例として射程距離が大きく判断も難しい事件であるところ、最高裁は上告不受理の処理を選択し、格別、判断を示していない。そして、本件各監督は、有名な監督ではあるが、黒澤監督の作品よりも、その著作者性はさらに低く、自然人として著作者の1人であったといえるか否かの点は判断の分かれるところである。」と説示していました。

- ・ 本判決は、本件事案の下では、本件各映画について、その著作者がそれぞれの映画監督であることは十分に認識することができ、他方で、被告（被上告人）が、本件各映画に旧法6条が適用される信じたことに合理的な根拠はないとして、被告（被上告人）の過失を認め、原判決を破棄しました。
- ・ 本判決は、事例判決ですが、法律の解釈について争いがある状況において、その解釈が誤っていた場合の過失の判断について、いわば法律の錯誤的に解釈して過失を肯定したと思われませんが、実務上参考になる判断を示したものと云えます。
- ・ なお、旧法3条と6条の適用関係については、下記参考裁判例の外、それらの評釈が参考になります。一例として、弊所所長小松陽一郎弁護士の判例研究（日本知的財産協会編集「知財管理 Vol.59 No.8 2009」1035頁以下。本HP上の「ライブラリー」でご覧いただけます。）をご参照ください。

【参考裁判例】

- ・ 最高裁平成21年10月8日判決・判例時報2064号120頁（チャップリン事件）
- ・ 最高裁平成19年12月18日判決・民集61巻9号3460頁（シェーン事件）

【事例】

- 1 谷口千吉が監督を担当し、新東宝株式会社を映画製作者として昭和25年に公開された映画「暁の脱走」（以下「本件映画1」という。）、今井正が監督を担当し、上告人を映画製作者として同年に公開された映画「また逢う日まで」（以下「本件映画2」という。）及び成瀬巳喜男が監督を担当し、新東宝を映画製作者として昭和27年に公開された映画「おかあさん」（以下「本件映画3」という。）は、いずれも、独創性を有する映画の著作物である（以下、本件映画1～3を「本件各映画」と、谷口、今井及び成瀬を「本件各監督」とそれぞれ総称する。）
- 2 本件各監督は、それぞれ監督を担当した本件各映画の著作者の一人であり、上告人は、昭和38年4月20日までに、本件各監督に生じた本件各映画の著作権を取得した。
- 3 ア 本件映画1の公開に当たり、その冒頭部分では、「新東宝映画」との表示がされ、その後、題号、製作スタッフ、出演者等の表示がされ、最後に「監督谷口千吉」との表示がされており、本件映画1のポスターにおいては、「監督・谷口千吉」との記載がされている。
イ 本件映画2の公開に当たり、その冒頭部分では、「東宝株式会社」との表示がされ、その後、題号、製作スタッフ、出演者等の表示がされ、最後に「演出 今井正」との表示がされており、本件映画2のポスターにおいては、「今井正監督作品」との記載がされている。
ウ 本件映画3の公開に当たり、その冒頭部分では、「新東宝映画」との表示がされ、その後、題号、製作スタッフ、出演者等の表示がされ、最後に「監督 成瀬巳喜男」との表示がされており、本件映画3のポスターにおいては、「監督成瀬巳喜男」との記載がされている。
- 4 谷口は平成19年10月29日に、今井は平成3年11月22日に、成瀬は昭和4

4年7月2日に，それぞれ死亡した。

- 5 本件映画1の著作権は，平成15年法律第85号附則3条，昭和45年法律第48号附則7条，旧法22条ノ3，3条1項，9条，52条1項の規定により，少なくとも，著作者の一人である谷口が死亡した年の翌年から起算して38年後の平成57年12月31日まで存続し，本件映画2の著作権も，上記各条項により，少なくとも，今井が死亡した年の翌年から起算して38年後の平成41年12月31日まで存続する。本件映画3の著作権は，平成15年法律第85号附則2条，昭和45年法律第48号附則7条，旧法22条ノ3，3条1項，9条，52条1項，著作権法54条1項の規定により，少なくとも，本件映画3が公表された昭和27年の翌年から起算して70年後の平成34年12月31日まで存続する。
- 6 しかるに，被上告人は，上告人の許諾を得ずに，海外において本件各映画を複製して本件商品を製造し，遅くとも平成19年1月頃から，国内で頒布する目的をもって本件商品を輸入し，国内で頒布した（以下，本件商品の輸入及び頒布の行為を「本件行為」という。）
- 7 被上告人は，旧法の下において興行された映画の著作物（以下「旧法下の映画」という。）の著作権の存続期間については，次のアないしウの考え方にに基づき，本件各映画の著作権の存続期間は，公開から50年が経過した平成12年又は平成14年に満了したと誤信していたから，本件行為について過失があったとはいえない旨主張する。
 - ア 旧法下の映画については，著作権の存続期間について一律に旧法6条が適用される。
 - イ 本件各映画は，団体名義で興行された映画であるから，著作権の存続期間については，旧法6条の適用のある団体名義の著作物に当たる。
 - ウ 本件各映画は，いわゆる職務著作（以下，単に「職務著作」という。）として，実際に創作活動をした本件各監督ではなく，映画製作者である上告人又は新東宝が原始的に著作権を取得し，著作権の存続期間については，旧法6条が適用される。」

【原判決の判断】

「旧法下の映画については，映画を製作した団体が著作者になり得るのか，どのような要件があれば団体も著作者になり得るのかをめぐって，学説は分かれ，指導的な裁判例もなく，本件各監督が著作者の一人であったといえるか否かも考え方が分かれ得るところである。このような場合に，結果的に著作者の判定を誤り，著作権の存続期間が満了したと誤信したとしても，被上告人に過失があったとして損害賠償責任を問うべきではない。」

【本判決の判断】

「旧法下の映画の著作者については，その全体的形成に創作的に寄与した者が誰であるかを基準として判断すべきであるところ（最高裁平成20年（受）第889号同21年10月8日第一小法廷判決・裁判集民事232号25頁），一般に，監督を担当する者は，映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与し得る者であり，本件各監督について，本件各映画の全体的形成に創作的に寄与したことを疑わせる事情はなく，かえって，本件各映画の冒頭部分やポスターにおいて，監督として個別に表示されたり，その氏名を付して監督作品と表示されたりしていることからすれば，本件各映画に相当程度創作的に寄与したと認識され得る状況にあったといえることができる。

他方，被上告人が，旧法下の映画の著作権の存続期間に関し，上記2(7)（注：【事例】の7）アないしウの考え方を採ったことに相当な理由があるとは認められないことは次

のとおりである。

すなわち，独創性を有する旧法下の映画の著作権の存続期間については，旧法3条～6条，9条の規定が適用される（旧法22条ノ3）ところ，旧法3条は，著作者が自然人であることを前提として，当該著作者の死亡の時点を基準にその著作物の著作権の存続期間を定めるとしているのである。旧法3条が著作者の死亡の時点を基準に著作物の著作権の存続期間を定めることを想定している以上，映画の著作物について，一律に旧法6条が適用されるとして，興行の時点を基準にその著作物の著作権の存続期間が定まるとの解釈を採ることは困難であり，上記のような解釈を示す公的見解，有力な学説，裁判例があったこともうかがわれない。

また，団体名義で興行された映画は，自然人が著作者である旨が実名をもって表示されているか否かを問うことなく，全て団体の著作名義をもって公表された著作物として，旧法6条が適用されるとする見解についても同様である。最高裁平成19年（受）第1105号同年12月18日第三小法廷判決・民集61巻9号3460頁は，自然人が著作者である旨がその実名をもって表示されたことを前提とするものではなく，上記判断を左右するものではない。

そして，旧法下の映画について，職務著作となる場合があり得るとしても，これが，原則として職務著作となることや，映画製作者の名義で興行したものは当然に職務著作となることを定めた規定はなく，その旨を示す公的見解等があったこともうかがわれない。

加えて，被上告人は，本件各映画が職務著作であることを基礎付ける具体的事実を主張しておらず，本件各映画が職務著作であると判断する相当な根拠に基づいて本件行為に及んだものでないことが明らかである。

そうすると，被上告人は，本件行為の時点において，本件各映画の著作権の存続期間について，少なくとも本件各監督が著作者の一人であるとして旧法3条が適用されることを認識し得たというべきであり，そうであれば，本件各監督の死亡した時期などの必要な調査を行うことによって，本件各映画の著作権が存続していたことも認識し得たというべきである。

以上の事情からすれば，被上告人が本件各映画の著作権の存続期間が満了したと誤信していたとしても，本件行為について被上告人に少なくとも過失があったというほかはない。」

以上
〔文責：大住 洋〕